

花輪スキー場利用約款

第1条（目的）

当約款は、スキー場におけるスキーヤー又はスノーボーダー（以下「滑走者」と言います。）が守るべき統一的なルールを定め、その遵守を強く求める事によってスキー場事故の発生を未然に防止し、スノースポーツの健全な発展に寄与する事を目的とします。

スノースポーツは、コース内の好きな所を自由に滑ることの出来るスポーツであるが、必然的に危険を伴う。滑走者は当約款に従って自己の責任のもとで利用するものです。

公共の場であるスキー場を滑る場合、滑走者はこの約款に定めるルールを遵守して行動すると共に、他の滑走者を尊重しなければなりません。

当約款に定めのない事項については、関係法令の定めによるものとし、関係法令に定めのない事項については全国スキー安全協議会による「スノースポーツ安全基準」、および社会通念上の行動に準じるものとなります。

第2条（利用契約の成立）

当スキー場を利用される方が、利用当日に当約款を確認のうえ、リフト乗車券をお買い求めいただく事（シーズン券購入者を含みます）により、当スキー場は施設のご利用をお引き受けする事になります。

第3条（スノースポーツに内在する危険）

スノースポーツには内在する以下の危険性がある。

- (1) 降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候にともなう危険。
ホワイトアウト（天候の具合による高低や凹凸が分りにくい状況）を含む。
- (2) 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険。
- (3) アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩や雪面の状態による危険。
ツリーウェル（樹木の傍に空いた深い穴）、ツリーホール（春先など雪解けにともない樹木のまわりの露出した地面）など含む。
- (4) 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険。
- (5) リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険。
- (6) 雪上車両との衝突の危険。
- (7) 滑走者のスピード出し過ぎによる危険。
- (8) 自己転倒による危険。
- (9) 他の滑走者との衝突による危険。
- (10) 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険。
- (11) 不適切な用具の使用などによる危険。
- (12) その他、これらに類する危険。

第4条（行動規制）

滑走者には様々な特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、利用者各人の行動には、自分自信の事故防止と他の利用者の安全にに対して責任のある行動が求められます。

- 1 他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない。
- 2 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれる様、滑り方を選ばなければならない。
- 3 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- 4 追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- 5 滑り出す時、合流する時、斜面を横切る時は、グレンデ上方を良く見て安全を確かめなければならない。
- 6 コースの中で座り込んではいけない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まる事も慎まなければならない。転んだ時はすばやくコースを空けなければならない。
- 7 登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- 8 スキーやスノーボードなどには、流れ止めをつけなければならない。
- 9 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーバトロール・スキー場係員の指示には従わなければならない。
- 10 事故に出あったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

第5条（リフト乗車に関する注意事項）

リフト搭乗者は、掲示板の注意書を読み、これに従って搭乗しなければならない。

<乗車時>

- ① リフト利用に不安な場合は、申し出て下さい。
- ② 「のりば」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機して下さい。
- ③ 乗りそこねたら、直ちにリフトから離れて下さい。
- ④ スキーヤーは、ストックがとなりの人の迷惑にならないよう注意して下さい。
- ⑤ リュック等はヒザにのせ、衣服等のヒモにも注意して下さい。
- ⑥ ボーダーは流れ止めをつけ、ハイバックをたたんで下さい。

<乗車中>

- 1) セイフティーバーを下ろし、深く腰をかけてください。
- 2) 乗っている時は、次の事を行わないで下さい。
 - ① イス（搬器）を揺らさないで下さい。
 - ② イス（搬器）から飛び降りないで下さい。
 - ③ イス（搬器）の上でふざけたり、後ろを向いたりしないで下さい。
 - ④ スtock等で柱などにさわらないで下さい。

<降車時>

- 1) 「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐ進んで下さい。
 - 2) 降りられなかったら、そのままイスに座っていて下さい。
- ※ 係員の指示に従って下さい。
- ※ 以上のことがらを承認できない方は、このスキー場のご利用をお断りします。

第6条（滑走者の責務）

1 滑走にあたって

- (1) 滑走者はスポーツに内在する危険を予測し、危険を回避しながら滑走しなければならない。
- (2) 滑走者は常に視界のおよぶ範囲内で動き、いつでも止まったり曲がったり出来なければならない。

2 標識・指示の遵守

滑走者は、スキー場にある標識・掲示や場内放送、コースマップに記載されている注意書・警告、パトロール等スキー場係員の指示に従って行動しなければならない。

3 禁止行為

滑走者は以下の行為をしてはならない。

- (1) コース外を滑走する事。
- (2) 閉鎖中のコースに立ち入ったり、滑走したりする事。
- (3) 立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの間近を滑走する事。
- (4) 他の滑走者の間近を滑走する事。
- (5) 他の滑走者の滑走を妨げる事。
- (6) 圧雪車（ゲレンデ整備車）を含む全ての雪上車両に近づく事。
- (7) リフトの運行を妨げる事。
- (8) 飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走する事。
- (9) 長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりする事。
- (10) その他、これらに類する行為。

4 徐行義務

滑走者は、以下の状況の下では徐行しなければならない。

- (1) 徐行の標識がある所。
- (2) 地形や障害物で、前方が見えにくい所。
- (3) シーズン初めや春先など積雪が十分でない所。
- (4) 降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪い時。
- (5) ホワイトアウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）の時。
- (6) 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物に近づいた時。

- (7) リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなど人工の工作物に近づいた時。
- (8) コースの合流地点やコースが狭い所。
- (9) コースの脇や末端に近づいた時。
- (10) リフトの乗り場や降り場に近づいた時。
- (11) コースが混雑している時。
- (12) 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両に近づいた時。
- (13) その他、徐行しないと危険な箇所を滑走する時。

5 滑走時の義務

- (1) 滑り出し・流入・横断のときは、上からの滑走者を優先する。
- (2) 滑走中は前方の滑走者の動向を注視し、前方の滑走者との間に安全な距離を保つ。
- (3) ゲレンデ内で立ち止まったり、登り・降りをするときは、コースの端を利用する。
- (4) 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両がある時は、その運行を優先させ、進路を空けて停止または徐行する。
- (5) 滑走者は流した滑走具で他の人に危害を与えないよう用具に流れ止めをする。
- (6) 深雪を滑走する際には、万が一雪に埋まった場合に呼吸の確保ができる様に予めストックの手皮から手を外しておく。また、ツリーウェルに落ち込まない様に大木の間近を滑走しない。

6 救助義務

- (1) 事故が起きた場合、すべての滑走者は事故者を援助しなければならない。
- (2) 事故の当事者および目撃者は、速やかに事故の発生状況をパトロール員などスキー場係員に通報すると共に、怪我人の救助に協力しなければならない。
- (3) 事業者および目撃者は、パトロール員などスキー場係員や当事者求めに応じて、事故状況および氏名・連絡先など正確に伝えなければならない。

7 ヘルメット・帽子の着用することが望ましい。

8 保険加入の勧め

滑走者は事故に備えて、あらかじめ障害保険等に加入しておくことが望ましい。

第7条（賠償請求及び費用負担）

- (1) 管理者がなすべき安全対策は、滑走者がこの基準で定めるルールを守って行動している事を前提とするものであるから、滑走者がルールを守らずに引き起こした事故については管理者が責任を問われる理由はありません。
- (2) 上記の禁止事項に違反し、スキー場管理区域以外に出て、本人または知人等から当スキー場に遭難救助の申告があった時は、管理者単独又は管理者と関係官庁等が協力して救助を行うが、救助終了後、捜索・救助に要した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他負担経費を請求する事がある。
- (3) 当スキー場では、スキー場の行動規則、注意・禁止事項の無視・軽視による事故の責任を負いかねると共に、損害または賠償費用が発生した場合には、その利用者に対してその損害の賠償若しくは負担経費の請求をする場合がある。
- (3) 当社は、当スキー場内ならびに駐車場等における盗難等に対して一切の責任を負いません。

第8条（その他）

1 安全な用具の提供

用具の製造事業者および提供者は、安全に機能する用具を常に提供するよう努めなければならない。

2 環境保全

スノースポーツにかかわる団体・企業・個人は、自然環境の保全に努めなければならない。

3 障がい者などへの配慮

スノースポーツに関わる団体・企業・個人は、障がい者を含む全ての人が安全にスノースポーツを楽しむことが出来る環境を整えるよう努めなければならない。

附則 この基準は、原則5年ごとに見直すものとする。